

# 「道の駅」設置者の民間拡大への対応

---

# 「道の駅」設置者の民間拡大特例の経緯

R4.2.25  
国家戦略特区WG  
説明資料

平成 28 年 3 月 2 日 国家戦略特別区域諮問会議 追加の規制改革事項

## 3. 農業の競争力強化等、先進的な地方創生モデルの構築

### (3) 「道の駅」設置主体の民間への拡大

「道の駅」について、良質なサービスの提供とこれによる地域の活性化を一層推進するため、市町村と民間事業者との協定の締結を前提に、これまで市町村や公的主体（都道府県、公益法人等）に限られていた設置主体について、民間への拡大を進めるための検討を行い、早期に所要の措置を講ずる。

平成 29 年 1 月 20 日 広島県・今治市 国家戦略特区区域計画

### (5) 道の駅設置者に係る特例

民間事業者が、今治市から、同市が設置者である道の駅の施設の提供を受けて、道の駅の3箇所（今治吉海町、伯方町及び上浦町）の新たな設置者となり、そのノウハウ・資金を最大限活用したりリニューアル等の取組により、道の駅の魅力とサービスの更なる向上を図る。

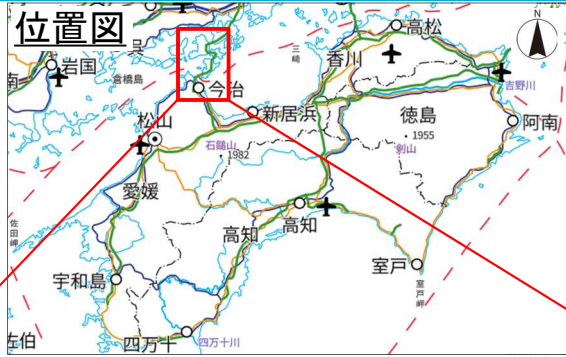
令和 3 年 6 月 18 日 成長戦略フォローアップ(閣議決定)

## 8. 新たな成長に向けた競争政策等の在り方

(1) 規制改革の推進 i) 国家戦略特区の推進 ② 国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開  
(道の駅の設置者の民間拡大)

「道の駅」の設置主体を、市町村との協定の締結等を前提に、市町村又はそれに代わり得る公的主体に限らず、民間事業者に拡大することを可能とする特例措置の全国展開について、2021年度中に結論を得る。

# 国家戦略特区の特例措置により設置者を民間拡大した事例



道の駅「<sup>いまばり たたら</sup>今治市多々羅しまなみ公園」



道の駅「<sup>はかた</sup>伯方S・Cパーク」



道の駅「<sup>よしうみいきいき館</sup>よしうみいきいき館」



□ : 道の駅区域    □ : 情報振興施設    □ : 地域振興施設    □ : トイレ

(対象 道の駅「伯方S・Cパーク」、「今治市多々羅しまなみ公園」、「ようみいきいき館」)

	当初	特例措置適用後
設置者	今治市	(株)しまなみ
管理・運営者	(株)しまなみ (指定管理者制度で委託)	(株)しまなみ
路線	国道317号(補助国道)	
運用期間	平成11～28年度	平成29年度～
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道の駅」関連施設(土地・建物)は、全て今治市が整備・所有</li> <li>・指定管理者として、(株)しまなみが受託し、管理運営を実施</li> <li>・管理運営に係る費用は、基本的に(株)しまなみが負担するが、経営状況によっては市が負担する仕組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地・建物は引き続き市が所有し、(株)しまなみへ無償貸与</li> <li>・(株)しまなみへの設置者の変更にあたり、機能維持等に関する協定を締結 (サービス内容は市の同意の下で行うことや、市の求めに応じ、福祉、防災等の地域の課題解決に協力することを明記)</li> <li>・管理運営に係る費用は、(株)しまなみが負担</li> </ul>

## 道の駅の機能維持等に関する協定書

甲:今治市  
乙:株式会社しまなみ

○乙は、道の駅として求められる機能を維持するため次の事項を遵守

(第12条:道の駅の機能維持等)

- ・道の駅として必要なサービスを提供し、サービスの内容については今治市の同意を得たものに限る
- ・福祉、防災、観光、文化、地域経済など地域の課題解決に向けて積極的に協力する
- ・施設の管理運営の継続が困難となり協定を解除する場合は、対外的責任を負う

等

○協定の締結後、甲と乙が施設の「建物使用貸借契約」を締結

(第4条:用語の定義)

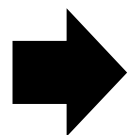


## ○今治市

- ・現在の両協定に基づく官民連携のあり方が最良と考えており、全国展開を図るのであれば、この形式により行うべき。

## ○(一社)全国道の駅連絡会

- ・今治市の事例では、元々指定管理者として管理運営を受託していた民間事業者に変更していますが、市が土地・建物を保有し続けており、民間事業者に建物を貸借することで、民間事業者の負担軽減を図るとともに、管理運営は、市と民間事業者が協定を締結し、「道の駅」で提供するサービスについては、市と協議を行い、その同意に基づき実施するなど、公的関与の下で民間事業者が「道の駅」を運営していく仕組みとなっています。
- ・今般の国家戦略特区における特例措置の全国展開の検討にあたっては、地域行政の最終的な責任主体である市町村の公的関与自体が「道の駅」として機能する必要条件であることを十分に考慮していただくことが必要です。公的関与のあり方としては、これまでの実績から、例えば出資金等による助成や施設・土地の提供などが考えられます。



## 今治市で検証されたモデルを全国展開

令和4年度第一四半期中に制度改正(「道の駅」登録・案内要綱の改定)

# 「道の駅」設置者の民間拡大に係る制度改定

## OR4.5.9 「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針(評価室長通知)を改定

